

(5) 色彩

《白黒コントラスト》

- 白すぎる、黒すぎる、コントラスト差が大きすぎるといった問題に対する配慮事項が明記されている事例は限られている。
- 景観形成基準として記載がある事例は、今回調査対象とした中では豊島区、川崎市のみ確認できた。
- そのほか、ガイドラインやコラムとして記載がある事例が確認できた。

《その他のトピック》

- 文京区では壁面と屋根について同一の色彩基準としているが、都内他自治体を中心に他の自治体では壁面と屋根それぞれについて色彩基準を設けている事例が多く見られた。
- 文京区では無彩色については明度制限が設けられていないが、都内他自治体を中心に他の自治体では無彩色についても上限値・下限値を設定している事例が多く見られた。
- 文京区では無彩色についてはアクセントカラーに関する規定が設けられていないが、都内他自治体を中心に他の自治体では規定を設けている自治体が見られた。アクセントカラーの使用基準としては、外壁各面の 1/20 以下としている事例が多い。

事例：豊島区景観計画(令和4年6月改定)、豊島区景観形成ガイドライン建築物編(平成 29 年3月)

豊島区では、景観形成特別地区の景観形成基準において、白黒コントラストに関する配慮事項の記載が存在する。

神田川沿川景観形成特別地区、六義園周辺景観形成特別地区、雑司が谷地域景観形成特別地区の色彩基準において、「屋根色を黒色とする場合は、黒すぎないように「いぶし瓦」程度を用います。」としている。

池袋西口周辺景観形成特別地区の色彩基準において「白と黒を組み合わせるなど、極端に明度の対比が強い配色は避け、街並み全体のまとまりを考慮した配色とする。」「中高層部は、遠景からの眺望に配慮し、極端に暗い色・極端に明るい色の使用は避け、過度な存在感を主張しない色彩とする。」としている。

そのほか、景観形成ガイドライン建築物編における色彩景観に関する配慮事項にて「低明度の黒に近い色彩は、重たい印象を与え、周囲の景観に対して圧迫感を与えることもあるので注意しましょう。著しく明るく、または暗くなりすぎない色彩を選び、周辺の街並みとの調和に配慮しましょう。」としている。

⑤色彩基準

1) 色彩の定性的基準

池袋駅西口周辺			沿道エリア	拠点ゾーン	
北口繁華街エリア	公共施設等集積エリア	商業住宅共存エリア	劇場通り・アゼリア通り	池袋駅西口駅前境界	
				池袋駅西口 再開発検討区域	再開発検討区域 周辺
○にぎわいの中にも秩序が感じられる暖かく穏やかな色彩を基本とする。 ○にぎわいを演出する色彩は、色数や面積を抑えるなどシンプルな表現となるよう工夫し、低層部に用いる。 ○商業施設や店舗等においては、個々の建築物の存在感を高めるだけでなく、周辺と協調してにぎわいを創出するよう工夫する。 ○テナントビル等は、各事業者が相互に色彩を調整するなど、建築物全体の調和を図る。 ○鏡面仕上げのガラスなど反射や光沢のある素材を用いる場合は、反射光が周辺に不快感を与えないよう配慮する。	○都市の豊かさを感じさせる品格ある街並みや緑に調和する暖かく落ち着いた色彩を基本とする。 ○公共施設等を中心とする落ち着いた感じられる街並みから突出しないよう、隣り合う建物との色彩の調和を図る。 ○オープンスペース等の緑との調和に配慮し、石材やタイルなど質感豊かな材料を活用する。	○住宅地の機能を持ち合わせた周辺の街並みと共通性のある暖かく穏やかな色彩を基本とする。 ○高層部は住宅地に馴染む落ち着いた色彩とする。 ○周辺の街並みから突出しないよう、隣り合う建物との調和を図る。 ○反射や光沢の強い素材は避け、落ち着いた質感の材料や塗料を用いる。	○潤いある歩行者空間に調和する暖かく落ち着いた色彩を基本とする。 ○にぎわいを演出する色彩を用いる場合は、派手さを抑えた洒落た色彩とし、低層部に用いる。 ○連続性が感じられる沿道の街並みを形成するよう、隣り合う建物との色彩の調和を図る。 ○並木との調和に配慮し、石材やタイルなど質感豊かな材料を活用する。	○人々の表現や楽しむ表情が映える暖かく落ち着いた色彩を基本とする。 ○池袋駅西口駅前境界全体で劇場都市としての個性を醸すよう、街の一体感や連続性が感じられる色彩計画とする。 ○池袋西口公園に隣接する場合は、グローバルリング等と共通性のある色彩を活用するなど、周辺が一体となってドラマチックな劇場空間を演出する。 ○低層部と高層部の色彩や素材を使い分けるなど分節化を行い、周辺の街並みとのスケール感の調和に配慮する。	
○複数の色相を組み合わせた配色は違和感が生じやすいため、類似する色相でまとめるなど、色彩相互の調和に配慮した配色とする。 ○白と黒を組み合わせるなど、極端に明度の対比が強い配色は避け、街並み全体のまとまりを考慮した配色とする。 ○中高層部は、遠景からの眺望に配慮し、極端に暗い色・極端に明るい色の使用は避け、過度な存在感を主張しない色彩とする。 ○建築物や工作物の色彩・素材と屋外広告物（屋内に設置した広告物等を含む）の色彩・素材との調和に配慮し、統一感のあるファサードとする。 ○強調色は、低層部に用いることを基本とし、にぎわいを感じさせる色遣いを許容することとする。 ○強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、低層部に用いることを基本とする。 ○勾配屋根は、屋根色の基準に適合した色彩とするとともに、外観全体の調和や両隣との関係に配慮し、街並みから突出しないようにする。					

図 2-21 豊島区景観計画 池袋西口周辺景観形成特別地区の色彩基準

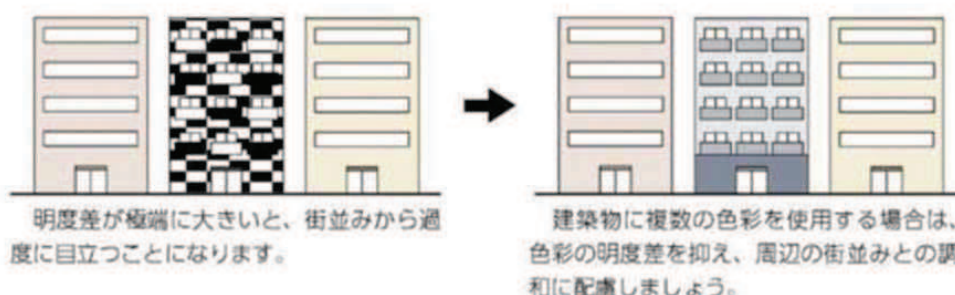
(2) 色彩景觀に関する配慮事項

色彩計画をする際は、豊島区が目指す景觀まちづくりに向けて、個性豊かな界隈の中において多くの人が心地よいと感じる空間づくりを心がけることが大切です。

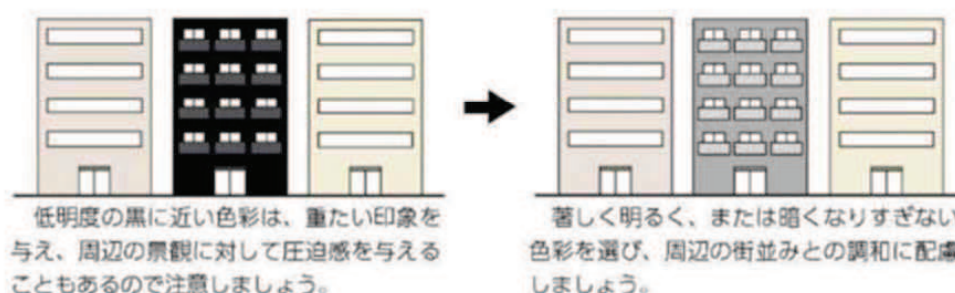
●過度に目立つ色彩は避けましょう。

- ・周辺から突出した色彩は、街並みから過度に目立つことになり、周辺の景觀から浮いた印象となってしまうため、周辺との調和に配慮しましょう。

色彩の明度差が極端に大きくならないようにする



色彩が著しく明るく、または、暗くなりすぎないようにする



使用する色彩の数が多くなりすぎないようにする

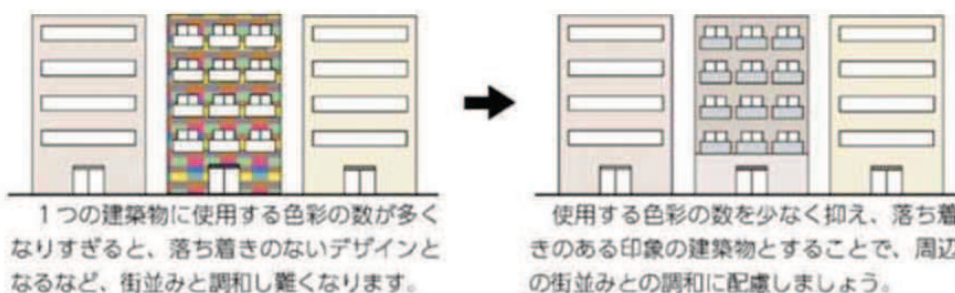


図 2-22 豊島区景觀形成ガイドライン建築物編 色彩景觀に関する配慮事項（抜粋）

事例：川崎市景観計画（平成 30 年 12 月改定）

川崎市では、全てのゾーンの景観形成基準において「過度に明度差（コントラスト）の大きな配色、著しく彩度の高い配色を極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺との街なみの連続性に配慮する。」としている。

景観形成基準（定性基準）			
	丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
屋外照明	・周辺地域の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画をおこなう。 ・駅周辺や商店街などにおいては、建築物等の低層部における賑わいを演出する一方で過度な演出照明は避けるものとする。 ・高層建築や大型施設の外観照明においては、周辺の景観から突出し過ぎない節度あるものとする。 ・住宅地や住宅地に隣接する敷地における建築物等の共用部分などにおいては、住宅地の調和に配慮し、落ち着きと暖かみを感じられるまぶしさを抑えた光源や器具を使用する。 ・歩道に隣接する敷地では、歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。 ・屋外照明が点滅するもの、光の色が極端に変化するもの、回転サーチライトなど、周辺に光害を与える恐れのある光源や器具はさける。		
	・施設の特徴ある形態を浮かび上がらせるなどの工夫をする。		
外観の色彩・素材	・過度に明度差（コントラスト）の大きな配色、著しく彩度の高い配色を極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺との街なみの連続性に配慮する。 ・周辺建築物や建物全体の形態・意匠と調和する色彩とする。 ・外壁の素材は、自然素材や質の高い素材を使用するなど、経年後の劣化を考慮したものとする。 ・建築物のデザイン性を高めたり、街の賑わいを演出したりするためにアクセントとして使用する色彩については、周辺に十分な配慮をするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性をふまえた色使いとする。また、低層部に用いることを基本とする。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、住宅地らしい安らぎが感じられる暖色系の低彩度色を基本とする。 ・駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、周辺の街なみとの調和に配慮し、過度に鮮やかな色彩や対比の強い配色を避けることとする。 ・工場や物流施設等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩を基本とし、形態の変化に応じて色彩を分節化するなど、威圧感を低減する。		
	・斜面緑地等、緑に囲まれた環境に計画する建築物等は、木材や石材などの自然素材を活用し、周辺の緑と調和しない明るすぎる色彩は避けるなど配慮する。		・大規模な物流施設等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩を使い分けるなど、親しみやすい色彩景観を形成する。 ・色彩デザイン提案制度を活用するなど、明るく活力のある景観を形成する。

図 2-23 景観形成基準（抜粋）

事例:新宿区区全域景観形成ガイドライン(令和5年3月改定)

新宿区では、区全域景観形成ガイドラインの中の要素別景観形成ガイドラインにおいて、白黒コントラストに関する配慮事項の記載が存在する。

要素別景観形成ガイドライン 1-1 形態意匠の景観形成ガイドラインにおける具体的な方策として、「真黒・真白は避ける」「極端に明度差がある組み合わせは避ける」としている。また、図「避けてほしい色彩」中に、低明度：「圧迫感を与えるおそれがあるので、広い面積での使用は避ける」、高明度：「光の反射率が高く、目立ちやすいため、広い面積での使用は避ける」としている。

景観形成の考え方

(2) 周辺景観と調和した素材・色彩を選ぶ。

- ・建築物に使用する素材・色彩は、建物のコンセプトに即して、外壁や外構*等に使用する素材の色合いや素材感、建築物全体のバランス等を考慮し、創意工夫して下さい。
- ・一方で、素材・色彩の使い方によっては、周辺景観に大きな影響を及ぼすことがあります。周辺の地域景観と調和に配慮した素材・色彩選びに努めてください。

具体的な方策

①景観を阻害するおそれのある色彩を避ける

- 原色に近い高彩度*の色彩は避ける
- 真黒・真白は避ける
- 極端に明度*差がある組み合わせは避ける

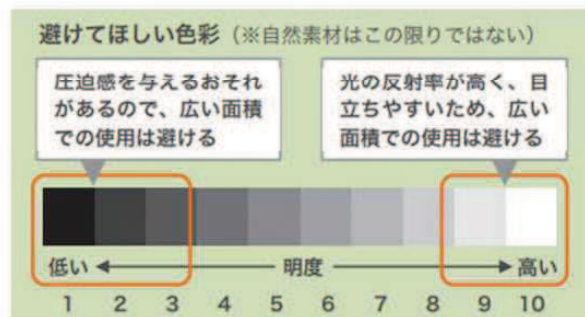


図 2-24 新宿区区全域景観形成ガイドライン 要素別景観形成ガイドライン（抜粋）

事例:江戸川区景観形成ガイドライン(令和5年4月策定)

江戸川区では、景観形成ガイドラインの色彩計画に関する項目で「●まちなみのポイント 大面積でN4を用いるような配色は避けましょう。」としている。

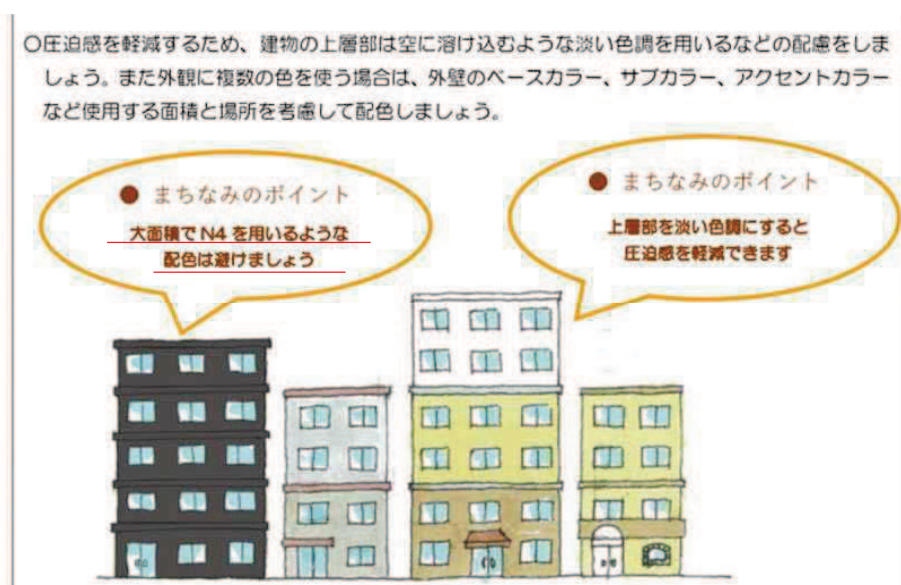


図 2-25 江戸川区景観形成ガイドライン 形態意匠色彩（抜粋）

事例:大阪市景観読本 ver4.0(令和7年3月策定)

大阪市では、大阪市景観読本1章「建築物・工作物の景観形成」において、「◎配色のポイント」として「低彩度色であっても周辺の建築物と色調や色相が大きく異なると違和感が強まる場合があります。極端に明るい色（明度9以上）や極端に暗い色（明度4.5以下）、低彩度であってもGY・G・BG・B・PB・P・RP・Rなどの色相の色は周辺から突出しやすいので注意が必要です。」としている。

◎配色のポイント

建築物の外観の配色を考える際のポイントを示します。

[色と面積]

- ・小面積の色見本でおとなしく見えても、壁などの大面積になると予想以上にあざやかに見えることや、明るく感じる場合があります。できるだけ大きな面積の色見本やサンプルで検討しましょう。



[周辺の色彩との関係]

- ・低彩度色であっても周辺の建築物と色調や色相が大きく異なると違和感が強まる場合があります。極端に明るい色（明度9以上）や極端に暗い色（明度4.5以下）、低彩度であってもGY・G・BG・B・PB・P・RP・Rなどの色相の色は周辺から突出しやすいので注意が必要です。



[色数]

- ・色数を多く使用することや、個性の演出や区別のために過度の色分けを行うと、雑然としたまとまりのない印象になりがちです。できるだけ少ない色数でシンプルにまとめるよう努めましょう。



図 2-26 大阪市景観読本 ver4.0 配色のポイント